

(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 五泉市 (都道府県: 新潟県)

本事業の担当部局名 こども課 子育て企画係

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和4 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)			
	<p><地域における実情と課題></p> <p>本市の人口は、1985年の62,781人をピークに減少しており、2020年には47,625人(令和2年国勢調査)まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には、31,000人程度となると推測されています。この人口減少は、出生数の減少(自然減)に加え、市内に大学がないことや市内の事業所数の減少に伴い、雇用の場が不足しているところなどの影響により、進学や就職、結婚などの機会に多くの若者が市外へ流出する状況(社会減)が続いており、これらを要因として転出超過の人口移動が続いている。</p> <p>さらに、若者の結婚に対する多様化等の意識の変化により、未婚化、晩婚化が進展しており、適齢期での結婚へのプラスイメージを発信し、意識醸成を図ることや結婚適齢期でありながら結婚相手と出会うきっかけを創出すること、経済的な不安から結婚に踏みきれない若い世代への経済的支援を行うこと等少子化に歯止めをかけるため適切な情報発信・支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てできる環境が整備された中で出生数をあげることが必要である。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>第2次総合戦略では、「子育てしやすいまち」、「子育てするなら五泉市」とのアピールをするとともに、子育て支援の一層の充実を図っています。</p> <p>第2次総合計画の基本施策の中に、「信頼あふれる安心のまち」として安心して子育てができるまちづくりとして、親や子育てに関わる全ての人への負担を軽減し、安心して子育てができる取組を行っています。また、「賑わいあふれる活気あるまち」の取組として、縁結び支援の促進を行っています。本事業については、この取り組みに位置づけられ、結婚を希望する独身男女に対し相談員による相談やきっかけづくりを進めるとともに、婚活イベントの実施やイベント情報メールの配信により出会いの場を創出し、結婚を促進することを目的としています。</p>			
	(本個別事業における現状と課題)			
	(課題への対応)			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
	【その他独自要件】			
夫婦いずれにも市税の滞納がないこと				
2. 申請見込				
①新規世帯見込	上記のうち	4 世帯 ともに29歳以下 1 世帯	左記以外 3 世帯	
【積算根拠】				
直近の支給実績に基づいた積算 29歳以下: 1世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 600千円 上記以外: 3世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 900千円				
【令和4年度申請状況】 (令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月) 申請 実績 世帯数 2 世帯				

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	無	世帯 円
	対象経費支出予定額			
3. 広報の実施予定				
市報に掲載(交付決定日以降に掲載) チラシの印刷・市民課等窓口で配布(30枚)を行う。 また、アパート賃貸業者へ配布(20枚)を依頼する。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	%	1.28 (令和8年)	1.18 (令和2年)
	出生数	人	1,290人 (R2~R6年の合計数値)	168 (R4単年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.18 (令和2年)	
	婚姻件数	件	120 (令和2年)	
	婚姻率	%	2.5 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	75	—
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	—
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	—
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	該当なし			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	該当なし			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。